

議案第15号

区議会提出議案に関する意見聴取  
(世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和5年2月10日

(提出者)

世田谷区教育委員会  
教 育 長 渡 部 理 枝

(提案説明)

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

4世総第552号  
令和5年1月27日

世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

1 案件名

- ・職員の高齢者部分休業に関する条例
- ・世田谷区個人情報保護条例
- ・世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
- ・世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例
- ・世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例
- ・世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

2 案文

別紙のとおり

3 提案議会

令和5年第1回世田谷区議会定例会

4 回答期限

令和5年2月10日（金）

5 担当

総務部総務課総務係 久保 内線2064



議案第 号

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、児童の安全の確保を図るための安全計画の策定に係る措置及び自動車を運行する場合における児童の所在確認の措置を定めるとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「世田谷区児童福祉審議会（世田谷区児童福祉審議会条例（令和元年10月世田谷区条例第29号）第1条の規定により設置する世田谷区児童福祉審議会をいう。）」に改め、同条第2項中「最低基準を」の次に「常に」を加える。

第5条第1項中「超えて」の次に「、常に」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、その利用者の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務の再開を図ることを目的とした計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「若しくは」を「又は」に、「必要な措置を講ずる」を「、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条第1項及び第2項並びに第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 施行日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

## 世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
○世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	○世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
平成26年9月30日条例第39号	平成26年9月30日条例第39号
改正	改正
平成28年3月8日条例第14号	平成28年3月8日条例第14号
平成30年5月22日条例第45号	平成30年5月22日条例第45号
平成31年3月5日条例第9号	平成31年3月5日条例第9号
令和元年6月25日条例第7号	令和元年6月25日条例第7号
令和2年6月23日条例第33号	令和2年6月23日条例第33号
<u>令和5年3月●日条例第●号</u>	
世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
(最低基準の向上)	(最低基準の向上)
第4条 区長は、 <u>世田谷区児童福祉審議会（世田谷区児童福祉審議会条例（令和元年10月世田谷区条例第29号）第1条の規定により設置する世田谷区児童福祉審議会をいう。）</u> の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	第4条 区長は、 <u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u> の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
2 区は、最低基準を <u>常に向上</u> させるように努めるものとする。	2 区は、最低基準を <u>向上</u> させるように努めるものとする。
(最低基準と放課後児童健全育成事業者)	(最低基準と放課後児童健全育成事業者)
第5条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を <u>超えて、常に、</u> その設備及び運営を向上させなければならない。	第5条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を <u>超えて、</u> その設備及び運営を向上させなければならない。
2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は	2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は

改正案	現行
<p>運営を低下させてはならない。</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、その職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、その利用者の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する</u></p>	<p>運営を低下させてはならない。</p> <p>第6条～第7条 (略)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p>

改正案	現行
<p><u>支援の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制で早期の業務の再開を図ることを目的とした計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、その職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>第15条～附則 （略）</p> <p><u>附 則（令和5年3月●日条例第●号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条第1項及び第2項並びに第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>（安全計画の策定等に係る経過措置）</u></p> <p><u>2 施行日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後</u></p>	<p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>第15条～附則 （略）</p>

改正案	現行
<p><u>の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。</u></p>	